

校外生活のきまり

恵庭市内小中高生のための

恵庭市生徒指導協議会・恵庭市教育委員会（少年育成センター）

小学生・中学生のみなさんへ

	小学生	中学生
帰宅時刻	4月～8月 午後6時 9月 午後5時 10月～1月 午後4時 2月～3月 午後5時	4月～9月 午後7時 10月 午後6時30分 11月～2月 午後6時 3月 午後6時30分 ※ 部活動については、各中学校で定められている終了時刻を守りましょう。
	帰宅時刻以降は、責任ある大人と出かけましょう。	
外泊	友達の家や知らない人の家に泊まってはいけません。	
外出	- 小学生だけで市外に出かけはいけません。校区外に出かける時には、必ず保護者に伝えましょう。 - 自転車での行動範囲は、校区内を基本とします。 - 飲食店、映画館、ゲームセンター、カラオケ店、海水浴、登山、キャンプ、市外のスキー場やスケート場などには責任がもてる大人と行きましょう。 - なお、ゲームセンターについては大人といっしょでも午後6時以降は入場できません。	- 友達同士で出かける時は、マナーやエチケットを守りましょう。 - ボウリング場、インターネットカフェ、ゲームセンター、カラオケ店、海水浴、登山、キャンプなどには責任がもてる大人と行きましょう。 - なお、ゲームセンターについては大人といっしょでも午後6時以降は入場できません。 - 身分証明書は、外出時に必ず携帯しましょう。
アルバイト	してはいけません。	必ず保護者と相談し、学校の承諾を得るようにしましょう。

高校生のみなさんへ

- 帰宅時刻は午後9時です。
- パチンコ店や酒類を提供する飲食店及び高校生として不適当とみなされる場所への出入りはいけません。
- 登山、キャンプ、海水浴等は、学校に届け出て証明書を必ずもらい出かけましょう。
- アルバイトを行う必要がある場合は必ず親と相談し、学校の許可を得ましょう。
- 身分証明書は外出時、必ず携帯しましょう。
- 運転免許証の取得は学校のきまりに従いましょう。

安全・安心な生活のために

- 自転車に乗る時のマナーをしっかり身につけルールを守りましょう。
- 自転車の二人乗り、スマートフォンなどを見ながら運転する「ながら運転」、無灯火、雪道の走行、小学生だけの市外へのサイクリングなどはやめましょう。
- スケートボードやキックボードなどを路上で遊ぶのは危険ですので、やめましょう。
- 危険な場所での魚釣り、水遊び、川遊びなどはやめましょう。
- バイクや自動車の運転は絶対にやめましょう。
- トラブルを避けるため、多額の現金の持ち歩きや、お金の貸し借りをしてはいけません。
- 法律などで禁止されていることは、絶対してはいけません。
 - 飲酒・喫煙・パチンコ店などへの出入り・万引き・無断で他人の自転車に乗るなど
- 市では、特殊警棒、エアソフトガン（ガスガン・エアガン）有害玩具に指定しています。これらの玩具で遊んではいけません。
- 服装・髪型など、この「校外生活のきまり」にないことは、各学校のきまりに従いましょう。

相談してください 気になること、心配なこと、いやなこと、なまえはいわなくていいです。

恵庭市教育委員会（少年育成センター）	☎ 33-3131（内線1631・1632）
北海道子ども相談支援センター	☎ 0120-3882-56（フリーダイヤル／毎日24時間）
エンゼルキッズこども家庭支援センター	☎ 011-372-8341（毎日24時間）
24時間子ども SOS ダイヤル	☎ 0120-0-78310（フリーダイヤル／毎日24時間）
チャイルドライン	☎ 0120-99-7777（フリーダイヤル／毎日／午後4時～午後9時）

保護者のみなさまへのお願い

- 校外生活において子どもたちの安全を守るためには、保護者のみなさまの協力が必要です。保護者が正しい手本を示すことができるようにお願いします。
- 万が一、子どもが禁止されていることをしてしまった場合は、保護者が責任と良識をもって対処するようにしてください。
- 友人関係、遊び、遊び場所、持ち物などお子さんの行動を注意深く見守ってください。
- 交通安全は、保護者をはじめ、地域の皆様がお手本になるようにしてください。
- 問題行動を見かけたら、知らない子どもでも優しく声をかけ、注意し、学校や関係機関に連絡してください。
- 不審者を見かけたり遭遇したりした場合は、すぐ警察に通報してください。
- ネット端末を使う上での家庭内でのルールや、行っていけない行為については、あらためて親子で確認をしてください。また、保護者の責任で子どもの端末にフィルタリングを設定するなど、子どもが有害・悪質なサイトに出入りできないような対策を講じるようにしてください。
- ネット上に他人の悪口やデマ（嘘）を書き込むことは、たとえそれが相手に直接向けたものでなくても犯罪になります。また、他人の写真や動画、住所や電話番号などといった個人情報、本人の許可なくアップしたり、他人とやり取りしたりするのも犯罪になります。最近は、こうしたトラブルが、大きな問題に発展する事例も増えていますので、子どもに端末を与えている責任者として、子どもが正しく利用できているか、その状況を把握するように努めてください。



子どもが事件・事故に遭遇していたり、きまりが守られていないようすを見かけたりした場合にはご連絡ください

恵庭
交番

0123-32-2028